

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事
条件付一般競争入札（事前審査型）実施要綱

（趣旨）

第1条 本要綱は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が発注する建設工事の請負契約において、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成20年8月4日実施。以下「府要綱」という。）第2条第2項に定める契約局長に契約の締結の請求を求めることが困難なものとして都市整備部長が必要と認めた工事に関し、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件をあらかじめ審査して行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札（事前審査型）」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 本要綱の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、随意契約になじまず、入札・契約手続きを府要綱に基づく条件付一般競争入札とした場合、工事の目的が達せられないと認められる次の各号に定める工事で、予定価格が9千万円未満のものとする。ただし、都市整備部長が特に指定するものはこの限りでない。

- 一 早期の効果発現を必要とする工事
- 二 維持管理工事
- 三 その他、前2号に準ずる工事

（入札参加資格）

第3条 入札参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 二 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと。
- 三 建設業法（昭和24年法律第100号）その他の遵守事項の誓約書を提出できる者であること。
- 四 条件付一般競争入札（事前審査型）の公告の日（以下「公告の日」という。）までに、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について、同法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
- 五 対応業種について、公告に定める審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- 六 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3

項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）

エ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者

七 別に定める災害時等施工能力事前審査に係る認定登録を有している者であること。

2 発注工事場所を管轄する土木事務所（以下「発注土木事務所」という。）の長（以下「土木事務所長」という。）は、前項のほか工事の内容等に応じて、次の各号に定める事項に係る入札参加資格を定めるものとする。

一 対応業種における大阪府建設工事競争入札参加資格登録上の等級又は総合点数

二 建設業法に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所の所在地

三 大阪府建設工事競争入札参加資格申請の際に届け出た大阪府と契約する営業所の所在地

四 配置技術者の有無

五 その他必要と認める事項

3 土木事務所長は、入札参加資格を定める際には、大阪府都市整備部入札参加資格等審査会設置要綱（平成23年4月1日実施）に規定する大阪府都市整備部入札参加資格等審査部会（以下「審査部会」という。）の審議を経て承認を得なければならない。

（公告）

第4条 土木事務所長は、条件付一般競争入札（事前審査型）を行う場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第55条第1項に規定する事項を公告するものとする。

2 前項による公告は、大阪府ホームページに入札公告を掲載する方法により行う。

3 前項の入札公告は、入札公告標準例（別紙1）により作成するものとする。

（予定価格及び最低制限価格の公表）

第5条 予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で公表する。なお、公表の日は、公告の日とし入札公告及び大阪府電子調達システム（以下「システム」という。）により公表するものとする。

（入札参加対象業者への通知）

第6条 土木事務所長は、第4条の入札公告を行った場合は、災害時等施工能力事前審査に係る認定登録を有している者のうち、当該発注工事の入札に参加可能な業者に、当該発注工事の入札公告を行った旨の通知を電子メールにより行うものとする。

2 前項の電子メールによる通知文は、通知文標準例（別紙2）により作成するものとする。

（入札説明書等の交付）

第7条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）への大阪府都市整備部

(住宅建築局を除く。)条件付一般競争入札心得(事前審査型)(以下「入札心得」という。)及び大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)建設工事条件付一般競争入札(事前審査型)共通入札説明書(別紙3)等(以下「入札説明書等」という。)の交付は、入札参加希望者が大阪府ホームページよりダウンロードすることにより行うものとする。

(入札参加申込書等の提出)

第8条 土木事務所長は、入札参加希望者に、入札参加申込書(別紙4)及び入札公告に定める要件(以下「当該要件」という。)を満たした「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し(以下「入札参加申込書等」という。)を、入札公告に定める方法により提出させる。ただし、入札参加申込書の提出時点において、当該要件を満たさない者については、当該要件を満たす「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを入札公告に定める方法により、入札書の提出時に提出させるものとする。

2 前項の入札参加申込書等の提出期間は、第4条の公告を行った日から起算して4日間とする。ただし、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項に規定する府の休日(以下「休日」という。)及び土木事務所長が特に指定した日は除くものとする。なお、特に必要がある場合は、土木事務所長は、工事の内容等に応じて提出期間を変更できるものとする。

3 第1項の規定により提出した書類の返却は行わない。

(参加資格確認書の交付)

第9条 前条第1項に基づき、入札参加申込書の提出があった場合は、土木事務所長は、遅滞なく審査を行い、入札参加資格の確認ができた入札参加希望者に対して、入札参加資格が有ることを記載した入札参加資格確認書(別紙5)(以下「確認書」という。)を交付するものとする。

2 前項の審査により、入札参加資格の確認ができなかった入札参加希望者に対しては、入札参加資格が無いことを記載した確認書を交付し、理由書(別紙6)を添付するとともに、土木事務所長に対して所定の期間内に入札参加資格がないと認めた理由についての説明(以下「理由説明」という。)を求めることができる旨、理由書に記載しなければならない。

(無資格者に対する理由説明)

第10条 前条第2項による理由説明を求めることができる期間は、確認書の交付を受けた日の翌日から起算して5日間(休日を除く。)とする。

2 入札参加資格が無いことを記載した確認書の交付を受けた者(以下「無資格者」という。)が理由説明を求める場合は、土木事務所長に対して、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を提出させるものとし、入札公告に定める提出方法以外によるものは受け付けないものとする。

3 土木事務所長は、前項により理由説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、理由説明を求めた者に対して入札公告に定める方法により回答するものとする。

4 土木事務所長は、理由説明を求めた者が入札参加資格を有すると認めたときは、入札参加資格が有ることを記載した確認書を交付するものとする。

5 前項の規定により確認書を交付した場合において、確認書の交付した日の翌日から入札

日の前日までの期間（休日を除く。）が、次に掲げる日数に満たないときは、入札日を延期するものとする。この場合、入札日を延期する旨の掲示を発注土木事務所において行うとともに、入札参加資格が有ることを記載した確認書を交付された者（以下「有資格者」という。）に対して、電子メールで通知するものとする。

- 一 予定価格が5千万円以上の工事 10日
- 二 予定価格が5千万円未満の工事 5日

（設計図書等の交付）

第11条 土木事務所長は、有資格者に対して、設計書、補足説明書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に定める方法により交付するものとする。

（設計図書等に対する質問及び回答）

第12条 設計図書等に対する質問は、設計図書等に関する質問書（別紙7）（以下「質問書」という。）により行わせるものとする。

- 2 質問書の提出期間は、第8条第2項に規定する入札参加申込書の提出期間の最終日の翌日から起算して、予定価格が5千万円以上の工事については5日間（休日を除く。）とし、予定価格が5千万円未満の工事については2日間（休日を除く。）とする。ただし、土木事務所長が必要と認めるときは、提出期間を延長できるものとする。
- 3 質問書は、発注土木事務所へ提出させるものとし、入札公告に定める提出方法以外によるものは受け付けないものとする。
- 4 前項により質問書の提出があった場合、土木事務所長は、当該質問に対する回答書を作成し、回答書を電子メールにより、有資格者全員に、予定価格が5千万円以上の工事については入札執行の日の2日前（休日を除く。）までに、予定価格が5千万円未満の工事については入札執行の日の前日（休日を除く。）の午前中までに周知するものとする。

（入札保証金等）

第13条 入札保証金は、大阪府財務規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わせるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。
 - 一 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - 二 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - 三 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - 四 死亡、傷病又は退職（定年退職を除く。）により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

（入札執行）

第14条 入札は、原則として、第8条第2項に規定する入札参加申込書の提出期間の最終日の翌日から起算して、予定価格が5千万円以上の工事については10日を経過した日（休日を除く。）に、予定価格が5千万円未満の工事については5日を経過した日（休日を除く。）

に執行するものとする。

- 2 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- 3 入札書は入札公告に定める提出方法によるもの以外は受け付けない。
- 4 入札書の提出後は、入札書の書換え、引換え及び撤回を認めない。
- 5 有資格者であっても、入札時点において入札参加資格を有しない者は入札に参加できないものとする。
- 6 入札の回数は1回とする。
- 7 開札は、発注土木事務所において、入札公告に定める方法により行うものとする。

(工事費内訳書の取扱い)

第15条 入札の執行に当たり、入札者又はその代理人(以下「入札参加者」という。)から、当該入札価格の根拠となる工事費内訳書総括表及び工事費内訳書(以下「工事費内訳書等」という。)を提出させるものとする。なお、工事費内訳書等については、設計図書等の交付の際に、有資格者に交付するものとする。

- 2 工事費内訳書等は入札後、変更等ができないものとする。
- 3 入札執行者は、工事費内訳書等が第1項の規定により提出されていることを確認の上、開札するものとする。
- 4 入札参加者は、工事費内訳書等の提出に当たり、工事費内訳書等を検算及び確認の上、工事費内訳書総括表に検算者の記名を行うものとする。
- 5 工事費内訳書等を提出しない者は、入札に参加できないものとし、提出された入札書は無効とする。
- 6 工事費内訳書等に記載された工事価格と入札書に記載された入札金額が異なる場合、提出された入札書は無効とする。
- 7 入札終了後、工事費内訳書等は発注土木事務所において破棄するものとする。

(入札の辞退等)

第16条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 入札の執行前には、入札辞退届を土木事務所長に提出すること。
 - 二 入札の執行中には、入札辞退の旨を記載した入札書を第14条第3項に定める方法で提出すること。
- 3 入札を辞退した者に対しては、これを理由として不利益な取扱いをすることはないものとする。

(入札執行の取扱い)

第17条 入札執行の取扱いについては、この要綱に定めるほか、入札説明書等に定めるところによるものとする。

(入札の保留、延期又は取り止め)

第18条 入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札を執行すべきでない認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める(以下「保留等」という。)ことができるものとする。

- 一 天災地変等により交通途絶等の事由が発生したとき。
- 二 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- 三 第10条第5項により入札日を延期することとしたとき。
- 四 その他やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

(調査の実施)

第19条 前条第1項第2号の規定により、入札を保留等したときは、必要に応じて調査を行うものとする。

- 2 前項の調査を実施する場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨、入札説明書等に明記するものとする。

(落札方式)

第20条 地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制度は、本要綱の対象工事に適用するものとする。

(落札者の決定)

第21条 土木事務所長は、第14条第7項に規定する開札の後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、この取扱いについては入札説明書等に明記するものとする。

(配置技術者の資格及び直接雇用の確認)

第22条 土木事務所長は、必要がある場合は、配置技術者に係る技術者資格及び直接雇用に関する書類について、落札者に対しその原本の写しの提出を落札決定の日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に求めるものとする。

- 2 前項の確認ができない場合は、その者が提出した入札書は無効とし、落札決定を取り消すものとする。

(入札書の無効)

第23条 前条までに定めるもののほか、入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに本要綱、入札心得及び入札公告等に示す条件等に違反した者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

(電子メール又はFAXによる文書等の提出)

第24条 前条までに規定する発注土木事務所に提出する文書等(以下「文書等」という。)を電子メール又はFAXにより提出(入札公告等で認められている場合に限る。以下同じ。)する場合、電話等による到着確認(開封確認を含む。)を相互に行うものとする。

- 2 前項の場合において、利用する電子メールアドレス又はFAX番号は、発注土木事務所において事前に登録されたものに限り認めるものとする。また、事前に登録された電子メールアドレス又はFAX番号で提出された文書等は、原本とみなす。

- 3 第1項の場合において、事前に登録されていない電子メールアドレス又はFAX番号で提出された文書等は無効とする。

(契約保証金)

第 25 条 落札者には、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- 一 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
- 二 大阪府が確実に認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

- 一 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上）を締結したとき。
- 二 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の 100 分の 10 以上）を締結したとき。

(入札結果の公表)

第 26 条 入札結果は、システムにより公表する。

(契約の締結等)

第 27 条 契約書及び契約に必要な書類並びに第 14 条第 3 項により提出された入札書の原本（電子メール又は FAX により提出した場合に限る。）（以下「契約書等」という。）は、特別の事情がある場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内（休日を除く。）に提出させるものとする。

2 前項の期間内に契約書等が提出されない場合は、落札者としての権利を失うことがある旨、入札説明書等に明記するものとする。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を締結しないことができる。

- 一 第 3 条第 1 項第 6 号アからエまでのいずれかに該当したとき。
- 二 第 8 条第 1 項の規定により提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しが契約締結予定日時点で無効である場合に、契約締結時に有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出しないとき。

4 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、第 13 条第 2 項の規定により違約金を徴収する。

(実施上の留意事項)

第 28 条 入札に参加するための費用は、入札参加申込書等の提出者の負担とする。

2 入札参加申込書等に虚偽の記載をした者に対しては、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある旨、共通入札説明書に明記するものとする。

(読替規定)

第 29 条 その他の予算執行機関の長が条件付一般競争入札（事前審査型）を実施する場合には、本規定中「発注土木事務所」とあるのは「予算執行機関」と、「土木事務所長」

とあるのは「予算執行機関の長」と読み替えて本規定を適用する。

(その他)

第 30 条 本要綱に定めがない事項は、入札説明書等に定めるところによるものとする。

附 則

本要綱は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 24 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和元年 8 月 26 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。